

事業主 各位

沖縄労働局登録教習機関  
(一社) 沖縄県労働基準協会

労働安全衛生法に基づく

## 『低圧電気取扱い者特別教育（学科のみ）』開催のご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、低圧（直流は750V以下、交流は600V以下。）の充電電路（対地電圧が50V以下及び電信用・電話用のもの等で感電による危険の生ずるおそれのないものを除く。）の敷設、若しくは修理の業務（蓄電池を内蔵する自動車の整備業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務（機械操作者や機械・電気の修理・工事を行う方）は、危険・有害業務で、同業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条3項、労働安全衛生規則第36条4号の規程により当該業務に関する「特別教育」を行わなければなりません。

つきましては、下記の日程により標記講習会を開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者に受講していただきたくご案内申し上げます。

なお、学科教育のみの講習となっており、実技教育（低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上）は、事業場において実施する必要があります。

### 記

1. 日 時：【学科】 令和 5 年 5 月 31 日（水） 9：00～17：50（8：50～開講式）
2. 講習会場：【学科】 うるマルシェ 2階会議室（うるま市字前原183-2）
3. 受講料： 会 員 合計 8,870円（内受講料 8,100円）  
非会員 合計 11,070円（内受講料10,300円）
4. 定員数： 65名（定員に達した場合、キャンセル待ちでのご案内となります）
5. 受講資格： 事業場において、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上の実技教育が出来る方。（開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上）別紙「低圧電気取扱い者特別教育（実技）の実施証明書（兼記録書）」の提出をお願いします。
6. 申込方法： ① 当協会所定の受講申込書（ホームページからダウンロード又は各支部窓口にて配布）  
及び ② 別紙「低圧電気取扱い者特別教育（実技）の実施証明書（兼記録書）」  
必要書類 ③ 写真1枚（4cm×3cm）  
④ 受講料  
上記4点を各支部窓口にてご提出・お支払いください。（郵送・振込でも受付可）
7. 外国人受講者の受講にあたっての必要提出書類（事前にお問い合わせください。）  
① 言語能力に関する確認書（当協会所定）  
② 在留カードのコピー
8. 申込期限： 令和5年5月17日（水） 16：00まで

※仮予約をされている方は、申込期限までに必要書類のご提出、受講料のご入金をしてください。  
申込期限までにご提出・お支払いの確認ができなかった場合は、キャンセルとさせていただきます。

9. 申込場所：（一社）沖縄県労働基準協会  
事業部 電話（098）979-7897 うるま市州崎7-15  
那覇支部 電話（098）868-2831 那覇市港町2-5-23（トラック研修会館3階）  
中部支部 電話（098）937-0162 うるま市州崎7-15  
北部支部 電話（0980）54-4700 名護市宇茂佐の森5-2-7（北部会館4階）  
宮古支部 電話（0980）73-1455 平良字下里986-1  
八重山支部 電話（0980）88-5355 石垣市字大浜472-2 コーポアリ-1102

10. 振込にて支払を希望される場合（※振込手数料は、申込者負担となります。）  
 お振込にて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。（申込期限までお願いします）

振込み金融機関一覧（口座名：一般社団法人 沖縄県労働基準協会）

琉球銀行 本店（普）No.922287  
 沖縄銀行 本店（普）No.2206632  
 沖縄海邦銀行 本店（普）No.782-875  
 郵便局 17080-12738811  
 沖縄県農業協同組合（普）4951

11. その他、注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、修了証を交付出来ないのをご注意下さい。
- ・受講料は、原則として、払い戻しは致しませんので、ご了承ください。なお、病気等やむを得ない（業務都合を除く）理由で取り消し、欠席等する場合には、連絡をしてください。
- ・筆記用具を使用しますのでご持参ください。

低圧電気取扱い者特別教育講習日程表

	8:40 ~ 8:50	8:50 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩	10:10 ~ 11:10	休憩	11:20 ~ 12:20	昼食	13:20 ~ 14:20	休憩	14:30 ~ 15:30	休憩	15:40 ~ 16:40	休憩	16:50 ~ 17:50
5月	10	10	60	10	60	10	60	60	60	10	60	10	60	10	60
31日 (水)	受付	開講式	低圧電気に関する基礎知識 (1時間)		低圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間)		昼食	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1時間)		低圧の活線近接作業の方法 (2時間)			関係法令 (1時間)		
講師：伊藝 健															

【会場】 うるマルシェ 2階会議室（うるま市字前原183-2）



# 低圧電気取扱い者特別教育（実技教育）の 実施証明書（兼記録書）

1. 受講者の氏名 \_\_\_\_\_

2. 実技科目 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 実施時間 7時間以上  
(開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上)

実技教育の内容

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 充電回路の絶縁防護      |              |
| ①防護の対象物と絶縁用防具      | ②絶縁用防具の装着と撤去 |
| (2) 作業者の絶縁保護       |              |
| ①保護の部位と保護具         | ②保護具使用上の注意   |
| (3) 停電回路に対する措置     |              |
| ①停電に用いた開閉器の通電禁止の措置 | ②残留電荷の放電     |
| ③停電作業における必要な措置     |              |
| (4) 作業管理（作業者の心得）   |              |
| (5) 救急処置           |              |
| ①発見時の対応            | ②心停止の判断      |
| ③心肺蘇生の開始と胸骨圧迫      | ④AEDの使用      |
| (6) 災害防止（災害事例）     |              |

3. 実施期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4. 実技実施時間数 \_\_\_\_\_時間

5. 実技実施者（講師）氏名 \_\_\_\_\_

上記のとおり安全衛生特別教育規程に基づく低圧電気取扱い者特別教育（実技教育）を実施していることを証明します。

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

事業場所在地  
電話番号  
事業場名  
事業者職氏名

㊟

※2部作成し、1部は事業場で保存してください。